

平成26年12月10日

於・1002会議室（10階）

第1012回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 の一部を改正する省令案について（諮問第38号）	1
(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（諮問第39号）	9
3. 付議されている異議申立てに関する審議	17
4. 閉 会	23

開 会

○前田会長 それではただいまから審議会を開催いたします。総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局関係)

(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について (諮問第38号)

○前田会長 それでは、審議を開始いたします。最初に、諮問第38号「無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について」につきまして、柳島重要無線室長から説明をお願いいたします。

○柳島重要無線室長 重要無線室長の柳島です。どうぞよろしくをお願いいたします。本日は諮問第38号の概要をご説明申し上げます。

本件の中に2つ項目がございます、1つは60MHz帯のデジタル同報系防災行政無線につきまして、新しい仕組みを入れるというものでございます。もう1つはテレメータ一用の固定局について簡易な免許手続の対象を拡大できるようにするというものでございます。

説明資料ですが、横長のパワーポイントの資料、3枚目以降でご説明させていただきたいと思います。

まず、60MHz帯のデジタル同報系防災行政無線の低廉化ですが、昨今、いろいろ自

然災害等ございますけれども、同報系の防災行政無線については、市町村の庁舎等から住民の方々に災害情報を一斉同報に伝達するシステムでございまして、屋外に設けたスピーカーや各家庭内に置く戸別受信機に災害情報等をお送りするというものでございます。このシステムにつきましては、平成13年にデジタル方式というものを定めましてデジタル化を進めているところでございます。

それで、現状としまして、中段にあります右側のグラフですが、青色のところは全体の普及率であり、現時点で77%の自治体で導入されています。その中でデジタル方式が36%。これは全体に対するパーセントでありますので、同報系の防災行政無線が入っているところの約半分ぐらいはデジタル化したということとなります。10年ちょっとかかってやっと半分ぐらいだというようなのが現状でございます。

既存のアナログですとただ単に情報を届けるだけだったのですが、デジタル化する際に、例えば公民館に置いた無線機から市庁舎の方に連絡がとれるようにするとか、アナログでは出来なかった高度な使い方ができるようにということで、デジタル化の方式を導入しました。市町村にとっては若干高度すぎる感じもあり、コストが高いということで普及がなかなか進まないという面もあったことから、デジタル化をさらに加速させるという観点で、低廉化に資するような形での簡易な方式についての導入を検討したものでございます。

下段にございますこれまでの経緯でございますけれども、昨年から今年にかけて、情報通信審議会においてご審議をいただきまして、今年の9月に答申をいただいているところでございます。これに基づきまして、省令案の改正につきましてパブリックコメントを実施いたしまして、意見1件いただきまして、賛成である旨の意見をいただいているところでございます。それを踏まえまして、本日、電波監理審議会に諮問させていただいているものでございます。

追加する方式でございますけれども、現行は16QAM変調方式というものをを用いております。右側の一覧表を見ていただきたいのですが、現行方式の16QAMは、15kHz

zの周波数の幅で、伝送速度としては45kbpsとなっております。また、単信のほか
に複信、それから半複信というような方式も使え、同報も当然使えるというようなこと
になっております。今回、現行のシステムに比べ機能を限定することによって低廉化を図る
ということで、4値FSKもしくはQPSKというものを導入することとなります。チャン
ネル間隔も狭いものも用意することによりまして、機能といたしましては、単信もしくは
同報という機能だけに絞り、多重化をしないということによりまして低廉化を図るもの
です。また、伝送速度につきましては、半分もしくは4分の1程度になるということござ
いますけれども、音声を伝送するという観点もしくは簡易なデータを送るという観点では
支障がない範囲の伝送レートになっております。

下段にあります、新たに追加する方式の利点といたしましては、申し上げましたとおり
ですが、機器の製造コストが低廉化できるということで、16QAMから4値FSKもし
くはQPSKというものに変更するというので、それから多重化を導入しないというこ
とによりまして、機器の低廉化が期待できるということでございます。

それから、4値FSKもしくはQPSKというものは移動体で比較的標準的に使われて
いるものでございますので、今までのメーカー以外のところも参入しやすくなるというこ
とで、さらなる低廉化が期待できるというところでございます。

それから、利点の2つ目といたしまして、カバーエリアが拡大するというので、方式
がシンプルになったということ、それから変調方式が4値FSKもしくはQPSKといっ
たものがノイズに強いという特徴がございますので、現行に比べまして倍くらい届くとい
うようなことが見積もられているところございまして、これにより低廉化がまた図られ
るのではないかとということが期待されているところでございます。

次のページにございますけれども、それでどの程度コストが下がるのかということで試
算をしたグラフでございます。2つグラフがありまして、市モデルもしくは町村モデルと
いうことで、市モデルにつきましては、全体の半分に戸別受信機が使われると。町村モデ

ルにつきましては、全世帯に対して家庭内に置く戸別受信機を設置するというを前提にした上で、世帯数等も統計データの標準的な値を使いまして見積りを行いました。これはメーカーにアンケートをとって、その一番高いものを除いた平均値というものをとりまして、それを標準的な価格ということで試算しておりまして、それで比較しています。

なお、新しい方式については、当然まだ製品化されておりませんので、このぐらいになるだろうということやっていたいただいているところもありますので、まだ若干高く出ているのではないかとは思われます。

このような前提のもとで比較しましたところ、大体全体的に現行方式に比べて2割ぐらい安くなり、アナログにほぼ近いような形での導入ができるようになるのではないかとというようなコスト試算となっております。また、先ほど申し上げましたとおり、今後、新しいメーカーが参入してくれば、さらにそういった低廉化へのインセンティブが働いていくのではないかとというようなことも期待されているところでございます。

下には、今回導入する技術的条件につきましてご説明させていただいておりますが、周波数帯は60MHz帯、チャンネル間隔は現状と同じ15kHzもしくは半分になっている7.5kHz。それから、通信方式は同報、単信方式。それから、接続方式はSCPC、single-channel per carrierということで、多重化はしないと。変調方式は四相位相変調、QPSKもしくは四値周波数偏位変調、4値FSKと呼んでおりますけれども、こちらの2つ。ただし、7.5kHzで4値FSKにしますと、ビットレートが少なくなりすぎて音声がきれいに通らないということがございますので、それについては導入しないというような結論になってございます。伝送速度は、現行から2分の1もしくは4分の1程度というような感じになります。

無線設備の技術的条件につきましては、これまで使われてきたもの、それからほかの無線システムと同等のものということになってございます。

以上が同報系の防災行政無線の低廉化に資する新しい技術の導入についてということまで

ございます。

それから、もう1点、テレメーター用固定局の簡易な免許手続の対象の拡大というものでございます。テレメーターと言いますのは、例えば国とか自治体等が防災・水防のために河川・ダム等、もしくは雨量、そういったものを観測したものをデータとして送るといようなものでございます。

現行システムは、下の左にありますけれども、監視局というところからそれぞれのテレメーターに対しましてデータを送れという信号を送ることによって観測局からデータが送られてくるというような仕組みの無線システムになってございます。

これに加えて、今後、新しく監視局から特にコマンドを送らなくても、タイマー制御によって自動的に送ると。GPSデータを用いることによって時刻が正確に送れるということをもって、混信しないように送信管理ができるというようなものが最近出始めているというところでございます。

ただ、このテレメーターにつきましては、先ほど申し上げました、これまで監視局といったところから制御をするというものについてのみ技術基準適合証明の対象になっておりまして、実際には免許をする際に検査がいらぬというようなことになっていたわけですが、新しいシステムにつきましては、監視局からのコマンドが送られないということなので、現状では、免許を受ける際に、それぞれの個別のセンサーの検査を受けなければいけないということで、機動的にテレメーターのセンサーを設置していくということがやりにくかったというところがございます。

このようなシステムが新しく出てきたということもございまして、実際、電波が混信しないかどうかということにつきましては、免許する際にきちんとチェックするということが担保されておりますし、技術的にはセンサー側の機器もある意味枯れた技術でやっておりますので、特段問題ないということがございますので、これらを合わせることにより、新しいシステムについても免許する際に検査を不要とするために、技術基準適合証明の対

象にするというものでございます。

以上、ご説明差し上げましたとおり、同報系、それからテレメーターにつきまして新しい技術が導入できるようにということで省令の改正案を作成いたしましたので、ご審議をいただければと思います。説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○松崎委員 素人考えですが、伝送速度のところが気になったのですけれど。現行の2分の1から4分の1に落ちるという事ですが、防災行政無線でそんなに速度が落ちても平気なのですか。

○柳島重要無線室長 パワーポイントの4と書いてあるところの資料の上の右側のところにある資料に伝送速度45 k b p sと書いてございます。実はこれ、時分割多重、TDM Aを用いるということで、45 k b p sを6つのスロットと呼んでおりますが、6つのスロットに分割してございまして、そのスロットの1つずつを音声もしくはデータに使うというような使い方をしてございまして、ということで、1スロットにいたしますと、この45の6分の1ということで、7 k b p sとか8 k b p sとか、その程度の伝送容量になっております。その1つ分がそれぞれ確保できれば、基本的なデータを送る、もしくは音声を送るということについて言えば支障はないだろうということで、右にありますとおりですけれども、伝送速度は少なくとも9.6 k b p s以上あるということで、多重化をしないことをもってレートが下がっても、1チャンネル当たりの情報の伝送量は変わらないということでございます。

○松崎委員 気にしなくても大丈夫ということですね。

○柳島重要無線室長 はい。それで、さっき申し上げたんですけど、本当は4値F S Kの7.5 k H zというものがもし実現できると一番安くなるんですけども、ただ、それが4.8 k b p sしかなくて、現時点の技術ではそれに対して音声をデジタル化する、コー

デックと呼んでおりますけれども、その技術がまだ追いついていなくて、人の声だけだったら通るのですが、サイレンとかその他の音が通らないということで、これを現時点で導入するというのは無理だという判断をいたしまして、それについては落としているというところがございます。

○松崎委員 ありがとうございます。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。

○原島代理 普及率の図を見ますと、平成17年ぐらいからはほぼ飽和しているわけですね。この飽和は、その前からデジタルにして、デジタルが高額であるからあまり普及率が上がらなかった。実は平成17年より前がどうなっているかと調べてみましたら、結構ちゃんと順調に伸びているんですね。デジタルになって何か飽和したような感じがするんですが、そのように考えてよろしいのでしょうか。この飽和を今度安くすることによって改善しようという、そういうことなのでしょうか。

○柳島重要無線室長 これより前のとき、そもそも同報系の防災行政無線は導入されていなかったというところが導入することによって全体的な普及率というものが上がってきた。青色の線はデジタル、アナログ両方合わせた数字でして、それが上がってきたというところはありますが、これを見ると、青色の線ほとんど変わっていないというのは、既に導入しようと思っている自治体は導入してしまっていて、残っているところは同報系の防災行政無線そのものを導入する余裕がないのではないかというような状態になってます。そういった自治体は実際何もないのかというと、実際問題としてはそうではなくて、例えばこれではなくて移動系の防災行政無線というものもありまして、それを同報的に使われているというような自治体、もしくはMCAと呼ばれていますサービスを提供されている方がいらっしゃるまして、それを使っている場合、それから簡易無線を使って同等のシステムを構築している場合というものもございます。

そのほか、自治体によりまして光ファイバーを独自に整備されている方もいらっしゃる

ますので、そういったところはそれを各家庭につなぎ込んで、それで防災行政無線、無線ではないけど、そういう情報提供をするというようなシステムを導入されている方というのもしらっしゃいますので、結果としては、何らかの形で住民の方に情報を提供するシステムというのは整備されている状況です。

我々としては無線の方が、線が切れても通信が可能なので、そちらの方がいいですよと言いますが、そこは自治体のご判断で、うちの自治体は例えば平らで、どこへ行っても見渡せており、情報も伝えられるからそこまでしなくてもいいよという話があれば、そこまで我々としてそれを強制するという話でもございませんので、そこは最後は自治体のご判断ということになります。ただ、我々は無線というものも1つの手段して整備しておく、いろんなときに有効ですよというような言い方はさせていただいております。

○原島代理 そうしますと、今回の趣旨は、アナログも含めた全体の普及率の77%は必要なところはかなり行っていそう。むしろ、デジタルにするといろいろと利便があるわけですがけれども、デジタル化は36%なので、これを増やして、全体の77%を増やすというよりもデジタルの36%を増やしたい。そういう趣旨であるというふうに考えてよろしいわけですね。

○柳島重要無線室長 そういうことです。はい。

○前田会長 デジタル化によって狭帯域化できるということなのかなと思ったわけですが、ただ、周波数帯54MHzから70MHzは特にいじらないわけなんですね。

○柳島重要無線室長 そうですね。今、デジタル化をするときに、この周波数の中でもアナログ用に使っているところとデジタル用に使っているところは若干違うんですけども、だいたい周波数の帯域、電波の取り方という意味では同じような特性を持っている、比較的低い周波数というものを使っております。

○前田会長 それから、つまらない質問ですが、後半のものの最後の絵を見て、先ほどGPSという。これはGPSが、絵の中では小さく書いてありますけど、これが入ってない

と駄目なのですか。

○柳島重要無線室長 駄目ということではなく、GPSを付けておくことによって、ある意味管理の手間が省けるということですね。実際に免許をする際には、同じエリアに同じ周波数を使うセンサーがどのぐらいの数あって、それはどういう時間制御をされているからお互いに混信しないのかについて説明を受けますので、それを受けて大丈夫かどうかを判断するといった免許の審査をしていくことになります。

○前田会長 お互いの無線機が、自分がいつ送信するべきかというのが分かっていないと困る。そういうことですね。

○柳島重要無線室長 そういうことです。はい。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。ありませんか。

特にないようですので、それでは、諮問38号につきましては、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うこととしては如何かと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第39号)

○前田会長 それでは、次に移ります。諮問第39号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案について」につきまして、杉野電波環境課長から説明をお願いいたします。

○杉野電波環境課長 電波環境課長の杉野でございます。

諮問第39号でございますが、こちらは各種電気・電子機器から出ます無線妨害波に関する規定を改めて整理するという事で、電波法施行規則等の一部改正をお願いしているものでございます。

各種電気・電子機器からの無線妨害波に関する許容値及び測定法につきましては、国際無線障害特別委員会、これ、C I S P Rという言い方をしておりますが、これはI E Cの特別委員会でございますが、その中で議論されておりました、国際規格としてC I S P R規格というものができております。

今般、工業、科学用あるいは医療用の装置につきましてはの無線妨害波についてのC I S P R規格が新しくなったということで、国際標準に合わせた形で国内の規定も整備するというものが本件でございます。概要の説明につきましては、A 4横、参考資料を使って説明させていただければと思います。

表紙をおめくりいただきまして1ページ目でございますが、これまでの経緯でございますが、平成22年、2010年にI S M装置に関する国際規格の最新版である、C I S P R 11の5.1版が発行されました。それを受けまして、国内規格化に向けまして、平成23年の6月から情報通信審議会の電波利用環境委員会のもとで議論を進めまして、業界団体等も入っていただいて必要な国内基準についての議論を進めました。その後、平成26年3月に情報通信審議会から一部答申をいただいたものでございます。

今回の改正でございますが、情報通信審議会からいただきました一部答申を受けた形で、電波法施行規則と無線設備規則、それに関連する省令を整備するというものでございます。

電波法施行規則につきましては、型式の指定あるいは型式の確認ということで使っていただけようになっております設備、例えば電子レンジ等でございますが、それについての許容値を規定しております。それから、無線設備規則につきましては、個別の設置にあたって許可を取っていただく設備についての許容値を規定しているものでございます。

これらの整備をいたしますことによりまして、国内でのI S M装置の妨害波の許容値が国際基準に沿ったものになるということで、ベンダーさんにとりましては製品の仕様の共通化ということで、設計の合理化が図られるというふうに考えております。

次のページでございますが、最初に電波法施行規則の方の改正概要でございます。対象

となる設備でございますが、型式の指定を受けるものとしましては、例えば超音波洗浄機、あるいは超音波で加工を行うもの、あるいは超音波ウェルダーと書いてますが、これは電気による熱でビニールなどを溶かして接着するような装置といったものであります。それから、型式の確認によって使っていただくものとしては、ご家庭で使っている電子レンジあるいはIH式の調理器といったようなものがございます。

これらにつきまして、CISPRで新たに項目追加がございました。今までは放射妨害波についての許容値というものだけを規定しておりましたが、今回、新たに電源端子における妨害波の許容値を電圧で規定するというものがございました。それから、許容値の測定にあたっての測定の距離でございますが、従来は30mで測定するというようになっておりましたが、これは3m又は10mでよろしいということになりましたので、その形に合わせて直すというものでございます。

ただし、一部の項目につきましては、国内の特別な事情を鑑みまして、従来から使っております許容値を維持することとしております。1つはCISPRの中で規格として規定がございません150kHz以下の周波数帯につきましては、従来からの規定をそのまま維持するというようにしております。それから、IH式調理器に対しての基準についてでございますが、これにつきましては、一般のご家庭においてIH式の調理器を使いながらラジオを聴く場合があるということが考えられますので、中波ラジオ周波数帯につきましては放射妨害波の規定を従来の規定のまま維持することとしております。

併せて、測定方法の見直しということで、今までCISPRに準拠したものがございませんでした電子レンジ、それからIH式調理器につきましては、CISPRに準拠した測定法に改正すると。それから、超音波洗浄器、超音波加工機等につきましては、今まで測定方法が定められておりませんでした。新たにCISPRで定めるものができましたので、それに合わせるというものでございます。そのほか、これらの改正に合わせて申請書類等の様式の変更を行うというものでございます。

次のページ以降が具体的に修正しました後の基準値のグラフをお付けしたものでございます。3 ページ目、4 ページ目が電源端子における妨害波を電圧で規定する場合の基準値のグラフでございます。

それから、5 ページ目から 8 ページ目までが放射妨害波の許容値でございますが、これはそれぞれ装置ごとに違う基準値になっておりますので、それをそれぞれグラフでお付けいたしました。

9 ページ目でございますが、もう 1 つ、無線設備規則の方の改正概要でございます。こちらにつきましては、個別で設置の許可を取っていただくということでございまして、その際の許容値の見直しということでございます。対象となる設備といたしましては、例えば電気メスであるとかMRI、CT スキャンというような医療用設備。それから、工場等で使ってます、加熱してビニールなどを溶接する加熱設備といったようなものがございませぬ。

見直しの概要でございますが、こちらも施行規則の場合と同様でございますが、電源端子における妨害波についての許容値を電圧で規定するというのが新たにC I S P R で追加されましたので、国内でも同じような規定を入れます。それから、測定距離につきましても、従来、30 m 又は 100 m であったものが 3 m 又は 10 m でということでございまして、この部分についても改めるというものでございます。

下に点線書きで書いておりますが、従来は、「医療用設備」、「工業用加熱設備」、「各種設備」ということでカテゴリー分けを 3 つにしておりましたが、今般、C I S P R での準拠の分類が変わりましたので、C I S P R に準拠した分類に合わせた形で規定を整備するというをしております。それから、C I S P R の規定で整備されていない周波数帯が一部ございます。そこにつきましては、国内事情を鑑みて、従来の許容値をそのまま維持するという形で整備をしております。

測定法につきましても、C I S P R に準拠した測定法を新たに定めるということでござ

いまして、併せて申請書類の様式等についても合わせるということをしております。

10ページ目以降でございますが、10ページ目、11ページ目が電源端子における妨害波の許容値を電圧で規定した基準値のグラフでございます。12ページ目から15ページ目まででございますが、こちらの方は放射妨害波を個別の装置ごとに規定値、改められたものをグラフにしてお示したものでございます。カテゴリー分けが非常に複雑になっておりまして長くなっておりますが、それぞれ対応する装置ごとにこれを使っていただくということになります。

それから参考でございますが、16ページ目でございますが、工業用の加熱設備につきまして、新旧の比較をいたしますと、こういうような形になりまして、今回の改正案が青い線、現行が赤い線でございますが、改正案によりましては、必ずしも基準自体が厳しくなるというものではなくて、緩和されてる部分もございます。ここも含めて、技術的に問題がないかどうかということにつきましては、情報通信審議会の方で、関係される方々皆様に入っていてご審議をいただきました。

今回の省令案につきましては、パブコメを行っておりまして、その実施した状況について、委員限りということでA4の資料をご用意しておりますので、そちらをちょっとご覧いただければと思います。

パブコメの実施期間でございますが、8月30日から10月1日までということで、意見の提出が4件ございました。そのうちの1番目と2番目につきましては、許容値あるいは測定法の技術的な考え方について、内容を明確化をするというような趣旨でのご指摘、問合せということでございまして、確かに曖昧な部分があると思われる部分につきましては、ご指摘を受けた形で修正をさせていただいてるものがございます。

それから、3番目、4番目につきましては、中波ラジオの周波数帯につきまして、IH調理器に適用される放射妨害波の許容値がCISPRの規定どおりになっていないのではないかというご指摘を受けたものでございますが、これにつきましては、先ほどご説明い

たしましたとおり、実際の使用環境等を勘案した上で、現状の規定を維持したいということ
とで手当てをしたいと思っております。

今後でございますが、ご審議いただきまして、公布ということになりましたら、公布の
日から施行したいと思っております。ただし、型式指定の対象になります設備であります
超音波洗浄機等につきましては5年間、型式確認の対象となります電子レンジについては
1年間、個別の設置許可を要する設備についても1年間、それぞれ猶予期間を用意いたし
まして、この間に必要な手当てをベンダ等にさせていただけるようにしたいと思ってお
ります。こちらについては附則で手当てをしたいと思っております。以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは本件につきましてご質問、ご意見等あり
ますでしょうか。

○原島代理 いわゆるISM装置についてはISMバンドがありますが、ここの話は、I
SMバンドではなしに、むしろかなり低周波の方を規定しておりますね。

○杉野電波環境課長 はい。

○前田会長 大体せいぜい1ギガ、中にはちょっと高いのありますが、特にこの周波数帯
への妨害波が気になるというのはどういう理由になるのでしょうか。

○杉野電波環境課長 これはISMバンド、装置自体が使用する周波数としてはISMの
バンドの周波数を使用するんですが、そこから漏れ出る妨害波は、それ以外のバンド帯に
も広く出ていくものですから、それについて総括的に手当てをするということで、広い周
波数帯について、そういった基準値を手当てするというのがCISPRでの考え方になっ
ております。それを受けまして同じように国内でも手当てをするということでございま
す。特にこの周波帯がというのは、特別にあるというわけでは必ずしもございませ
ん。

例えば電子レンジの規格で言いますと6ページ目ですが、これを見ていただきますと、
電子レンジのこれ放射妨害波についての規格でございますが、低い方の周波数帯につい
ては、現行よりも改正案はかなり緩くなってるように見えますけれども、実は電子レンジ、

型式確認取っていただいて使っていただく場合の利用周波数帯 2.45GHz ということでございますので、低い周波数の方はほとんど放射妨害波は出ないということがございますので、基準値上はこういう形になっておりますが、実態としては問題なく使っていただけるような状態になっていると考えております。

○原島代理 この妨害波の許容値を見ますと、所々ある周波数だけ値が違っているというのは、そこが既に使われていて、こうしないと困るからというそういうような理由もあるのでしょうか。

○杉野電波環境課長 はい。ご指摘のとおりです。それぞれ個別にCISPRでの国際規格を作るとき議論の中で、各国の事情で、この部分については抑えてほしいとか、あるいは逆に、この部分はちょっと抑えきれないので、高くても大丈夫かどうか確認をしてほしいというお話があるようでございます。それを受けまして各国とも確認をした上で時間をかけて合意した結果ということだと聞いております。

○前田会長 他にはいかがですか。

8ページ目のIHの調理器の話がありますね。先ほどの話で、もともとこの150kHz以下はCISPRでは規定されていないので、そういう意味ではあまり変更がないところなのかもしれませんが、この左側のページで言うと、ちょうど青い線がずっと斜めに上がってきて、急にこう傾斜が高くなるところからがきっと国内の許容値ですよ。

○杉野電波環境課長 はい。

○前田会長 これも少しだけ新しくしているのかもしれませんが、この青い線がずっとくると、そのままずっと延ばすのが普通なんではないかと思うのと、もう一つ本当に使っているのは、10kHzとか100kHzとかそのぐらいの間ですよ。

○杉野電波環境課長 はい。

○前田会長 ですから実際にはこの許容値が高いところだけを使っていますね。そこだけじゃないかもしれないけど、そこを中心に使っている感じですよ。つまり漏洩電波を相

当出していますね。そこを抑えてしまうと商品として使い物にならなくなるということなのかもしれないけれども、日本独自の基準は何かちょっと問題なほど許容値が高いように思えるんですね。これは多分型式そのものの省庁の考え方の違いによるところがあるのかなと私は思いますが、そういう意味で言うと、型式確認だけをるところなので、あんまり総務省に言ってもしょうがないんですが。携帯電話の場合では、前にこの審議会でもやりましたけど、一応身体への影響みたいなものを、いろいろ実験をやられて、で、ここに抑えるという話になってますよね。

ところが多分こちらはやってないと思うんですよね。と考えると得ないぐらい、何桁も大きいですよ。少なくともそのまま一直線上に規制値を作った場合に比較して100倍から1000倍ぐらいのケースになる可能性があって、人体への影響は本当に大丈夫なのかなって思います。誰も大丈夫かどうか確認しないで、今世の中にこういう商品が出ていると思うので、どこかでは誰かがやらなければいけないんじゃないかなと思っています。それを総務省に求めるのはちょっと酷なので、文句を言っているわけではないんですけど、そういう事実があるんだなというのを今ちょっと感じたところです。

○杉野電波環境課長 今ご覧いただいている8ページ目の電磁誘導加熱式のIH式の調理器につきましては、見ていただくと、現行よりは実は改正案の方が厳しくなってます。

○前田会長 100kHzぐらいのところですね。

○杉野電波環境課長 はい。ご指摘いただいたAMラジオ中波のところにつきましては、現行のところは実は526.5kHzから1606.5kHzまでが、赤い線のぼこっと下に下がってる部分でございまして、改正案で赤い線と青い線の交点と言ったらいいんでしょうか、912kHzのところまでちょうど一致するような形になっています。実態を申しますと、作ってらっしゃる製造メーカーさんは、今現状でも現行の規定のとおりにお作りになれる技術がございまして、その上でさらに改正案で厳しくなっている分についても、この基準であつてもちゃんと満足した形で、製品として使えるものが作れるというこ

とをご確認いただいた上で、改めて基準として、規定として手当てをしても大丈夫だというようなことでお話をいただいております。

○前田会長 それはそういう注意喚起だけを、個人的な感想として話ただけですので。全体のストーリーの中では諮問に対する結論に特に影響はないわけですけど。他にありませんか。

特にこれ以上のご質問、ご意見ないようですので、諮問第39号につきましては、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

付議されている異議申立てに関する審議

○前田会長 それでは審議を再開いたします。平成25年8月28日付け付議第1号「株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立て」につきまして、審理に係る調書及び意見書の説明をお願いいたします。

○榮審理官 榮でございます。ご説明申し上げます。本件につきましては、昨年8月28日の付議以降、11月、2月、3月、5月と4回の審理を開催した上、その後作業を行った結果、本日調書及び意見書をしたためて、意見をご報告申し上げることにいたしました。お手元の意見書以下をご覧くださいながらお聞きいただきたいと思います。全体として最近の判決の様式に従いまして、争点を具体的に列挙した上で、争点ごとに主張を掲げ、

そして判断を示すという形になっております。

そしてその争点の前には、客観的に明白な事実として、特に争いのない事実を含めて、確定的なものとして挙げさせていただきました。それから、行政事件訴訟の場合の特徴でございますが、法律に基づく行政の原則というものがございまして、法制度を明記するよういたしました。過去の案件などでは、後ろに参考資料として添付する形にしていたものではございますが、法規そのものが根拠でございますので、抜き書きをして示すようにいたしました。

これを行うことによりまして、一般の六法全書その他には載っていないような法律や政令、規則なども必要に応じて示すようなスタイルが定着しております。裁判所のそういうやり方も参考にして、ここに取り入れてございます。あと、本件について、ガイドライン、再送信ガイドライン、再放送ガイドラインというものがございまして、これについては法規そのものではございませんけれど、大事なポイントでございますので、客観的な記述は法制に次いで列挙してございます。

そして争点は4点に整理いたしました。非常に文書量が多く、それぞれから提出された準備書面等多数あったわけでございますが、この4つの視点にくくって整理することが、一番端的な形になるであろうということで、ここに掲げさせていただきました。

争点1は、放送法144条3項所定の「基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」の解釈。それから争点2は、ガイドラインの策定・公表、基幹放送事業者の「放送の地域性に係る意図」という題名でくくってございます。争点3は、受信者の利益。争点4は、具体的な利益衡量、その他ということで、意見書の9ページから26ページまでにかけて掲げてございます。

理由についても、この各争点1、2、3、4に沿って判断を示させていただいております。特に申し上げたい点は、28ページのところになりますが、(4)でございます。「放送法は、旧有線テレビジョン放送法の廃止に伴い、大臣裁定の制度を引き継いだ。」それか

ら、「総務大臣としては、申請者が同意を求めた「再放送できる地上基幹放送、再放送の業務ができる区域及び再放送実施の方法」を把握し、基幹放送事業者が理由を示しているか否か、その理由の内容を把握したうえで、その理由が正当性を欠くものか否かを判断することになる。」

そして、争点ごとに判断は記載しておりますが、33ページのところをご覧いただきたいと思えます。「具体的な利益衡量、その他について」としてしておりますが、次のように判断して、最終的な意見を導き出しております。読みますが、「放送法は、基幹放送がその放送対象地域においてあまねく受信できるように努めることを、基幹放送の受信に係る事業者の責務としている。」92条の規定です。下の方に飛びますが、「基幹放送の放送事業者にとっては、放送対象地域の内外いずれかにより、放送法上の利害関係が大きく相違することになる。」このように法文から読み解くことができるということを説いてございます。

次に34ページでございますが、参加人は、本件審理の過程あるいはそれ以前において、いろいろ再放送の同意の求めに応じないことの理由を示しておりました。その内容は、ここにまとめて記載してございますが、「参加人について、何も理由がないのに、放送法に基づく同意権の行使を拒んでいるということはできない。」それから、「これらの参加人が示した理由の内容に、事実と齟齬するものは見当たらない。したがって、参加人が異議申立人に対し放送法に基づく同意権の行使を拒んでいることには、一応の理由が存在すると認められる。その理由の内容自体から一概に正当性を欠くものであると判断することはできない。」そして、「徳島県上板町での讀賣テレビの再放送を追加するため、参加人に再放送の同意を強いる必要性は、極めて乏しいものといわなければならない。本件裁定のうち、本件異議申立てに係る部分は、判断の結論において正当ということができる。」

このように解釈、判断いたしまして、結論として、「本件異議申立ては棄却するのが適切な措置である。」というように考え、これに従った意見として、この書面のとおり意見を述べさせていただきます。

以上が、特にポイントとしてこの際ご説明させていただきたい点でございます。なお判断するに当たりましては、ほか縷々考慮すべき点等、各項目ごとに書かせていただきました。以上、最初の段階での説明を付して意見ご報告申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。今後審議し、本日提出いただきました調書及び意見書に基づいて決定案を議決することになるわけですけれども、最初にこの決定案の案を起草していただく起草委員を指名させていただこうかと思っております。本件について起草委員として山本委員と村田委員に、決定案の案の作成をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(暫 時)

○前田会長 はい。お引き受けいただけるようでございますので、お2人に起草委員をお願いしたいと存じます。それでは今後審議を進めまして、起草委員に決定案の案を作成いただきまして、議決をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。それではご質問等についても何かあればお受けしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○山本委員 一つ確認をさせていただきたいのですが、最後の部分で、判断の結論において正当ということが書かれてはいますが、これはその裁定の内容に関して、結論は正当であるけれども、中身で若干疑義がある部分があるという意味で書かれているか、別にそのような意味はないのかという点、ちょっと確認させていただきたいのですが。

○榮審理官 今回、旧有線テレビジョン放送法が廃止されて、新しい放送法のもとで、一元的に規律されることになりました。そして、それについてガイドラインも策定され、公表されております。

このガイドラインの内容につきまして、このようなガイドラインが示されたこと自体につきましては、行政運営における公正の確保、透明性の向上を図るものでありますから、行政運営の在り方に照らして、好ましく適切な措置であるというふうに考えております。

ただ、このガイドラインの記載の中に、特に私といたしまして、総務大臣が裁定の判断

を行う際の考え方として、放送の地域性に係る意図というものを明示したことをもって、放送法に反して違法視すべき内容であるとは言えないのですが、これはいささか漠然とした価値概念であると言わなければならないと受け止めております。いろいろガイドラインにおいて説明はされてはおりますが、具体的な利益衡量の判断を行うための基準としては不明確なところがあり、なおも漠然としております。このため、より明確化すべきものとして、改善される必要があるというふうにも考えることができると思っております。そういうことから、このガイドラインそのものを適用し、そして、判断したという、この大臣の判断の在り方そのものについて、そのままなぞって判断をするという形を取っておりません。

そういう観点で、結論において正当というふうに表現させていただいております。

○山本委員 分かりました。

○榮審理官 よろしく御検討お願いいたします。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。

単純な確認ですけれども、そもそものこの異議申立てに至る背景となった、その3地点での再放送同意のうちの、上板町だけが再放送しなくていいという裁定に対する異議申立てなので、その点だけをここでは調べ、意見書を作ったと、そういうことですよ。そのときに、先ほどのような、もともとその2地点と上板町との良し悪しを判断する主たる材料は地域性に係る意図で、要するに地域性ということで2つについては同意しなければならないという判断を、少なくとも電気通信紛争処理委員会はしていたわけですが、そこについては特に論旨は触れる必要がないと、ここでは。ということですね。

○榮審理官 非常に難しいご質問でございます。この理由中の判断にも示してございますが、おっしゃるとおり本件は、不服の対象となった部分である上板町の一部の区域について、なおも同意しないことに正当な理由がないと言えるかどうかを判断したものでございます。ほかの同時に裁定申請された、他の同意すべきとされた部分についての判断はして

おりません。

上板町につきましては、今回の審理の中で提出された証拠書類等、甲号証、乙号証、丙号証すべてを見た上で、上板町について受信者の利益として汲み上げられるものがわずかなものであるとしか言いようがないというふうに判断せざるを得なかったということでございます。

○前田会長 この中では、その2地域との違いを明確にする必要性がないということですよ。

○榮審理官 2地域に比べて不公平ではないかというご主張はございますけれども、あくまで残りの同意すべきものとされた部分については本件の審理の対象ではございませんので、そちらについて、審理は、主文の判断としてはいたしてございません。比較については、むしろ直接に上板町における利益のみを、汲み上げるものがあるかどうか、どの程度のものであるのか、そこに注目して判断してございます。

付言させていただきますと、徳島県上板町におきましては、異議申立人のCATV加入者に対する再放送が実施されておるものとしては、県域放送の四国放送のほか、近畿広域圏の毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、それから近畿の県域放送のテレビ大阪、サンテレビジョン、テレビ和歌山について行われているわけでございます。そのほかに讀賣テレビの再放送が徳島県上板町において実施されることにより、いかなる大きさの受信者の利益が発生することになるのであろうか。それが実施されないことによる受信者の不利益は極めて小さなものではないのか。その区域外再放送の同意拒否の正当性を否定しなければならぬほどのものか。慎重な吟味が必要とされるというふうに考えまして、そして、その上で、先ほど最終的な結論のように判断を行った上で結論を導き出してございます。

○村田委員 今のところで1つ。ひのきさんの3つの地域のうち1つだけ異議申立てということは、ひのきさんの方の主張の全部は見てないんですけど、逆にひのきさんの方が積極的に、この異議申立てに係る1地域は他の2地域とは違うんだというようなところは主

張、立証されていますか。今、ざっと見た限り、ちょっと。

○榮審理官 多分、2地域はひのきさんの裁定申請が認められたものですから。

○村田委員 なるほど。

○榮審理官 そして、それに対して参加人は異議申立てをしてないので、裁定のとおり、いわば確定してしまっております。

○村田委員 そうすると、この2地域とこの1地域の判断が違うのはおかしいんだというようなことはさっきの3つの地域の中での比較では何か積極的に入っていますか。ちょっと拾えないのですが。

○榮審理官 その辺りは、ひのき、異議申立人のサービス対象地域の3つの地域のうち、1地域だけ認めなかったのはおかしいのではないかというふうに主張しているんですが、上板町に焦点を当てた、受信者の利益の具体的な説明はございません。それで、提出された証拠の範囲で、そのように判断して結論を出しております。

○村田委員 分かりました。

○前田会長 いかがでしょうか。これから決定案の案をお作りいただくということになるので、それができた段階でもちろんいろいろ議論しなければいけないことが出てくるかと思いますが、いずれにしても、今日は初めてこの意見書をご提出いただいて見たというところですので、これ以上深くはなかなか議論できないところがあるかもしれません。今後、決定案の案をお作りいただいた段階でいろいろ議論を進めて議決をしたいというふうに思いますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、お2人には大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

閉 会

○前田会長 それでは、これにて終了いたします。次回の開催につきましては、平成27

年1月21日（水）15時からを予定しております。よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。